

令和5年度住民税非課税世帯に対する低所得者の子育て世帯への加算(こども加算)申請書(請求書)

市区町村
受付印

(宛先)青森市長

2ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	昭和・平成 年 月 日	〒 - 電話 ()
基準日(令和5年12月1日)時点の住所 1. 申請・請求者の現住所と同様の場合は「同上」と記入してください			
〒 - 電話 ()			

2. こども加算申請児童等

以下の(1)または(2)に該当し、今回こども加算の支給を申請する児童について、基準日時点の状況を記入してください。

- (1)基準日(令和5年12月1日)時点で申請・請求者と同一世帯である平成17年4月2日から令和5年12月1日までに出生した児童
 - (2)基準日(令和5年12月1日)時点で申請・請求者と別世帯だが、生計が同一である平成17年4月2日から令和5年12月1日までに出生した児童
- ※該当する場合は、申請書(請求書)と併せて、「別居監護申立書」及び「児童が属する世帯、全員が記載されている住民票謄本」を提出してください
- ※児童が属する世帯の世帯主が、既に当該児童に係るこども加算を受給している場合を除く

※その他、離婚やDV等により支給対象となる場合があります。詳しくは子育て支援課(☎017-718-1971)までご連絡ください。
※施設等(里親委託先を含む)へ、措置入所等をしている児童はこども加算の支給対象児童とはなりません。

	(フリガナ) 氏名	生年月日	申請・請求者との世帯状況	基準日(令和5年12月1日)時点の住所
1		平成・令和 年 月 日	同一世帯・別世帯	
2		平成・令和 年 月 日	同一世帯・別世帯	
3		平成・令和 年 月 日	同一世帯・別世帯	

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※こども加算の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. こども加算申請児童等」に記入した今回支給申請する児童になります。
※申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童3人の場合：50,000円 × 3人 = 150,000円

4. 受取口座 原則、1. 申請・請求者の口座とします。

物価高騰対応重点支援給付金(1世帯当たり7万円)を受給したかたで、同一口座へ振込を希望する場合は、してください。

※上記でをしていないかたは下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類の写し(コピー)を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※通帳の表記と同じ
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。
※世帯主以外のかたの口座の場合は、2ページ目の代理人の記入と代理人確認書類の写し(コピー)及び代理人名義の口座確認書類の写し(コピー)の添付が必要です。

2ページ目も必ず御記入ください

5. 代理人申請(受給)を行う場合 ※代理人が申請(受給)する場合に限り記入してください。

※下欄に記入し、かつ、代理人確認書類の写し(コピー)を添付してください。

代理人	(フリガナ) 氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
			昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、令和5年度低所得者の子育て世帯への加算(こども加算)の <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 申請及び受給 を委任します。			署名(又は記名押印)	世帯主氏名

※「世帯主との関係」の欄は、「代理申請・受給が可能なかた」の①～③を記入してください

- 代理申請・受給が可能なかた
- ① 同一世帯:令和5年12月1日時点での「1 申請・請求者(世帯主)」の属する世帯の世帯員
 - ② 法定代理人:未成年後見人、成年後見人又は代理権付与の審判がなされた保佐人若しくは補助人、親権者(同一世帯外)
 - ③ その他:親族その他の平素から「1 申請・請求者(世帯主)」本人の身の回りの世話をしているかた等で市長が特に認めるかた

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口に『✓』を記入してください

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- (1) 基準日(令和5年12月1日)において青森市に住民登録がある世帯の世帯主です。
- (2) 令和5年度住民税非課税世帯に対する低所得者の子育て世帯への加算(こども加算)の支給要件(※)に該当します。
 ※こども加算の支給対象となるためには、以下の要件の全てを満たすことが必要です。
 ア 世帯の全員が、令和5年度分の住民税が「非課税者」である。
 イ 世帯の全員が、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯ではありません。
 ウ 世帯の中に、租税条約による住民税の免除の適用を届け出ている者はいません。
 エ 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- (3) こども加算の支給要件の該当性等を審査するため、青森市(以下「市」という。)が住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求める、また提供することに同意します。
- (4) 公簿等で必要な情報が確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、市において支給決定をした後は、こども加算の請求書として取り扱います。
- (6) 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者に連絡・確認ができなかった場合、こども加算が支給されないことに同意します。
- (7) こども加算の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、こども加算の支給要件に該当しないことが判明した場合には、こども加算を返還します。

【提出書類】 ※提出する書類のチェック欄(口)に『✓』して提出書類の不備がないか確認してください。

(①・②・③は必須)

- ① 令和5年度住民税非課税世帯に対する低所得者の子育て世帯への加算(こども加算)申請書(請求書)(本書)
- ② 申請・請求者(世帯主)の本人確認書類の写し(コピー)
 ※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれかの写し(コピー)を提出してください。
- ③ 受取口座を確認できる書類の写し(コピー) ※1ページ目「4. 受取口座」に✓をした場合は提出不要
 ※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・支店名又は支店コード、口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を提出してください。

◎令和5年12月1日時点で属する世帯の世帯員に、令和5年1月1日時点の住所が青森市外のかたがいる場合のみ必要なもの

- ④ 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和5年度の住民税の課税額がわかるもの
 ※ 令和5年1月1日時点の住所が青森市外のかた、全員分の書類を提出してください。
 ※ ただし、2008年(平成20年)4月2日以降生まれのかたで、かつ収入がない場合は提出不要です。
 ※ 提出がない場合(添付書類で課税額が判明しなかった場合を含む)は、審査において前住所地の市区町村に課税内容の調査を行います。この場合、調査にお時間を頂戴しますので、あらかじめご了承ください。

◎申請する児童が1ページ目「2. こども加算申請児童等」の(2)に該当する場合のみ必要なもの

- ⑤ 別居監護申立書
- ⑥ 児童が属する世帯、全員が記載されている住民票謄本

◎代理申請・受給を行う場合のみ必要なもの

- ⑦ 代理人確認書類の写し(コピー)
 ※代理人のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などの写し(コピー)を添付してください。同居の親族以外が代理人である場合は、それに加えて世帯主との関係性がわかるもの(戸籍謄本など)を添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、【提出書類】の不備がある場合は、こども加算の支給を受けられません。

令和5年度住民税非課税世帯に対する低所得者の子育て世帯への加算(こども加算)申請書(請求書)

記入例

(宛先)青森市長

2ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

記入日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(フリガナ)氏名	性別	生年月日	現住所
アオモリ タロウ 青森 太郎	男 女	昭和・平成 60年1月1日	〒○○○-○○○ 青森市○○町○○-○ 電話 ××× (×××) ×××
令和5年12月2日以降に転居している場合は、基準日(令和5年12月1日)時点の住所の記入が必要です。			基準日(令和5年12月1日)時点の住所 1. 申請・請求者の現住所と同様の場合は「同上」と記入してください 〒○○○-○○○ 青森市△△町△△-△ 電話 ××× (×××) ×××

2. こども加算申請児童等

以下の(1)または(2)に該当し、今回こども加算の支給を申請する児童について、基準日時点の状況を記入してください。

- (1)基準日(令和5年12月1日)時点で申請・請求者と同一世帯である平成17年4月2日から令和5年12月1日までに出生した児童
 - (2)基準日(令和5年12月1日)時点で申請・請求者と別世帯だが、生計が同一である平成17年4月2日から令和5年12月1日までに出生した児童
- ※該当する場合は、申請書(請求書)と併せて、「別居監護申立書」及び「児童が属する世帯、全員が記載されている住民票謄本」を提出してください
- ※児童が属する世帯の世帯主が、既に当該児童に係るこども加算を受給している場合を除く

※その他、離婚やDV等により支給対象となる場合があります。詳しくは子育て支援課(☎017-718-1971)までご連絡ください。
 ※施設等(里親委託先を含む)へ、措置入所等をしている児童はこども加算の支給対象児童とはなりません。

	(フリガナ)氏名	生年月日	申請・請求者との世帯状況	基準日(令和5年12月1日)時点の住所
1	アオモリ イチロウ 青森 一郎	平成・令和 17年4月4日	同一世帯 別世帯	青森県八戸市○○町○○-○ ××高等学校 △△寮
2	アオモリ シロウ 青森 二郎	平成・令和 19年5月5日	同一世帯 別世帯	
3	アオモリ ハルコ 青森 春子	平成・令和 3年3月3日	同一世帯 別世帯	

「申請・請求者との世帯状況」が「別世帯」の児童分を申請するためには、「別居監護申立書」及び「児童が属する世帯全員が記載されている住民票謄本」の提出が必要です。

3. 申請額・請求額

対象児童数	3 人	申請額・請求額	150,000 円
-------	-----	---------	-----------

※こども加算の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. こども加算申請児童等」に記入した今回支給申請する児童になります。
 ※申請額・請求額は、対象児童数 × 50,000円 = 150,000円

4. 受取口座

原則、1. 物価高騰対策... をした場合は、以下の【受取口座記入欄】の記入と、「受取口座を確認できる書類の写し(コピー)」の提出を省略できます。 へ振込を希望する場合は、 してください。

※上記でをしていないかたは下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類の写し(コピー)を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※通帳の表記と同じ
○○○○ 金融機関コード 00000	○○○ 本・支店 本・支所 出張所 支店コード 000	1普通 2当座	○○○00000	アオモリ タロウ

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。
 ※世帯主以外のかたの口座の場合は、2ページ目の代理人の記入と代理人確認書類の写し(コピー)及び代理人名義の口座確認書類の写し(コピー)の添付が必要です。

2ページ目も必ず御記入ください

5. 代理人申請(受給)を行う場合 ※代理人が申請(受給)する場合に限り記入してください。

※下欄に記入し、かつ、代理人確認書類の写し(コピー)を添付してください。

代理人	(フリガナ) 氏名	世帯主との	代理人生年月日 昭和・平成	代理人住所

上記の者を代理人と認め、令和5年度低所得者の子育て世帯への加算(子ども加算)申請(受給)を委任します。

申請
 受給
 申請及び受給

代理人申請・受給を行う場合のみ記入してください。

※「世帯主との関係」の欄は、「代理申請・受給が可能なかた」の①～③を記入してください

- 代理申請・受給が可能なかた
- ① 同一世帯: 令和5年12月1日時点での「1 申請・請求者(世帯主)」の属する世帯の世帯員
 - ② 法定代理人: 未成年後見人、成年後見人又は代理権付与の審判がなされた保佐人若しくは補助人、親権者(同一世帯外)
 - ③ その他: 親族その他の平素から「1 申請・請求者(世帯主)」本人の身の回りの世話をしているかた等で市長が特に認めるかた

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口に『✓』を記入してください

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

(1) 基準日(令和5年12月1日)に、世帯主が住民登録がある世帯の世帯主です。

(2) 令和5年度住民税非課税世帯に該当します。 ※子ども加算の支給要件(※)に該当する世帯の世帯員が、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯ではありません。 ※子ども加算の支給要件(※)に該当する世帯の中に、租税条約による住民税の免除の適用を届け出ている者はいません。 ※子ども加算の支給要件(※)に該当する世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

(3) 子ども加算の支給要件の該当性等を審査するため、青森市(以下「市」という。)が住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求める、また提供することに同意します。

(4) 公簿等で必要な情報が確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

(5) この申請書は、市において支給決定をした後は、子ども加算の請求書として取り扱います。

(6) 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請に必要な提出書類を確認し、漏れがないよう提出した場合、子ども加算が支給されないことに同意します。

(7) 子ども加算の支給要件に該当しない場合、子ども加算の支給も加算を返還します。

【提出書類】 ※提出書類のチェック欄(口)に『✓』して提出書類の不備がないか確認してください。(①・②・③は必須)

- ① 令和5年度住民税非課税世帯に対する低所得者の子育て世帯への加算(子ども加算)申請書(請求書)(本書)
- ② 申請・請求者(世帯主)の本人確認書類の写し(コピー)
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれかの写し(コピー)を提出してください。
- ③ 受取口座を確認できる書類の写し(コピー) ※1ページ目「4. 受取口座」に✓をした場合は提出不要
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・支店名又は支店コード、口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を提出してください。

◎令和5年12月1日時点で属する世帯の世帯員に、令和5年1月1日時点の住所が青森市外のかたがいる場合のみ必要なもの

- ④ 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和5年度の住民税の課税額がわかるもの
※ 令和5年1月1日時点の住所が青森市外のかた、全員分の書類を提出してください。
※ ただし、2008年(平成20年)4月2日以降生まれのかたで、かつ収入がない場合は提出不要です。
※ 提出がない場合(添付書類で課税額が判明しなかった場合を含む)は、審査において前住所地の市区町村に課税内容の調査を行います。この場合、調査にお時間を頂戴しますので、あらかじめご了承ください。

◎申請する児童が1ページ目「2. 子ども加算申請児童等」の(2)に該当する場合のみ必要なもの

- ⑤ 別居監護申し立て書
- ⑥ 児童が属する世帯、全員が記載されている住民票謄本

◎代理申請・受給を行う場合のみ必要なもの

- ⑦ 代理人確認書類の写し(コピー)
※ 代理人のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などの写し(コピー)を添付してください。同居の親族以外が代理人である場合は、それに加えて世帯主との関係性がわかるもの(戸籍謄本など)を添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、【提出書類】の不備がある場合は、子ども加算の支給を受けられません。